

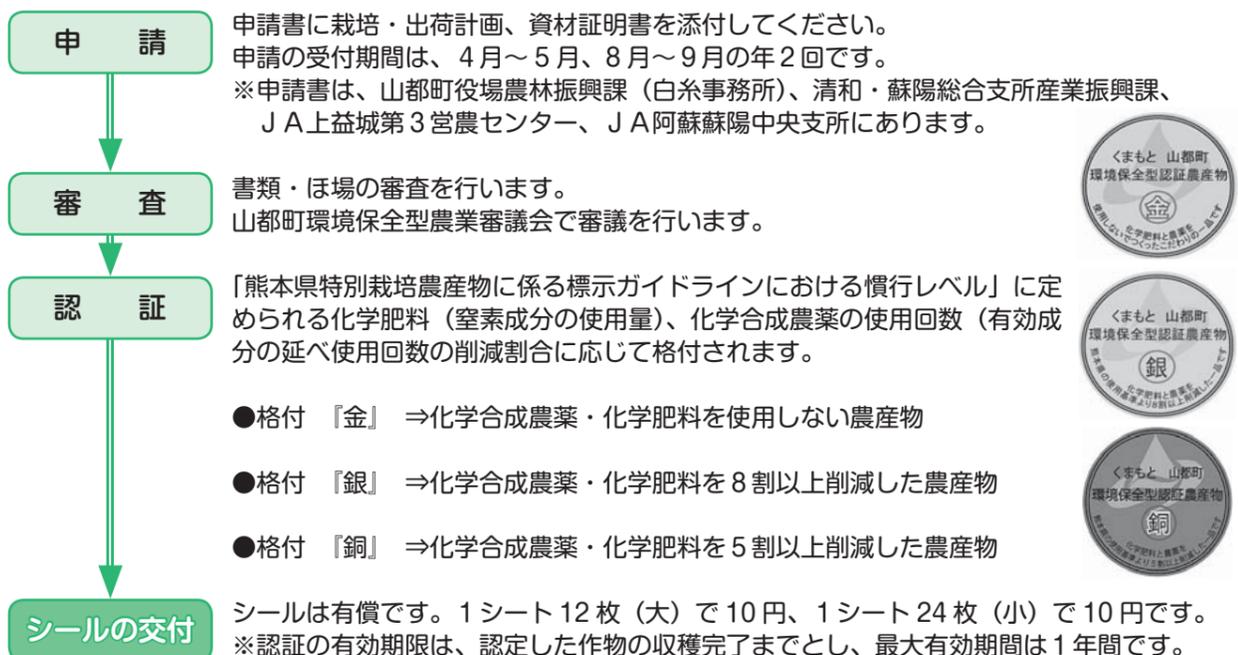
山都野菜をブランドに！ 山都町環境保全型農産物認証制度



平成20年3月、「山都町環境保全型農業推進条例」が制定されました。
環境保全型農業とは、化学合成農薬や化学肥料を使用しない、または、その使用量を減らすことで、水や土壌などの自然環境への負担を軽くし、安心して安全な農産物を生産する農業のことです。
山都町では、この環境保全型農業を推進することで、町の農産物の価値を高め、ブランド化を推進しています。
昨年は、9戸の農家が、水稲、茶、タマネギなど10の品目で認定を受けました。認証を受けた農産物は、下記の認証シールを貼られ、各市場へと出荷、安心・安全な農産物を求める消費者のもとへ届けられました。
有機農業が盛んな山都町をPRし、山都町の野菜を「安全で安心な野菜」としてブランド化するためにも、ぜひこの制度をご活用ください。

認証を受けるためには、下記の手順での申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

申請の手順



※認証生産者の厳守事項・責務等がありますので、詳しくはお問い合わせください。
問い合わせ先 役場農林振興課 農政係 住所：山都町新小 886 白糸事務所
電話：0967-72-1136 F A X：0967-72-1066

山都町観光案内所
**ギャラリー喫茶
ルポン**
☎72-1054
～5月ギャラリーのご案内～
「フォトクラブ矢部 作品展」
5月3日（木）～5月31日（木）
フォトクラブ矢部は会員7人。技術は未熟ですが、写真を通して、町の発展に少しでも貢献できればと考えています。私たちの作品をぜひご覧ください。

新しい教育委員です
山都町教育委員の小崎孝一さんが3月26日をもって任期満了となり、後任として、深田隆浩さん（長崎）が就任されました。任期は4年です。

深田 隆浩 さん

お知らせ

問い合わせ先 役場 健康福祉課 国保年金係（72-1173）

後期高齢者医療制度の保険料が改定されます

保険料は2年ごとに改定

後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。

この保険料率は、都道府県ごとに医療費の増加などを考慮し2年ごとに改定されます。平成24年度は、制度施行後2回目の保険料改定が行われ、熊本県後期高齢者医療広域連合では、次のとおり決定しました。

保険料内訳（年間）改定の内容

	平成22・23年度の保険料率		平成24・25年度の保険料率
均等割額	47,000円	→	均等割額 47,900円
所得割額	9.03%		所得割額 9.26%

高齢者の医療の確保に関する法律施行令が改正され、現行50万円である賦課限度額を55万円へ引き上げます。

	平成22・23年度		平成24・25年度
賦課限度額	50万円	→	賦課限度額 55万円

保険料の計算方法

後期高齢者医療保険料は、介護保険料と同様に個人ごとに算定し、定額の「均等割額」と所得に応じて計算される「所得割額」の合計で計算されます。

$$\begin{matrix} \text{均等割額} \\ 47,900円 \end{matrix} + \begin{matrix} \text{所得割額} \\ (\text{総所得金額} - \text{基礎控除額} (33万円)) \times \\ \text{所得割額} 9.26\% \end{matrix} = \begin{matrix} \text{一年間の保険料} \\ (\text{限度額} 55万円) \\ ※100円未満切り捨て \end{matrix}$$

※年金所得のみの方は（年金収入－公的年金等控除額）が総所得金額になります。

保険料の納付方法

後期高齢者医療保険料は、**特別徴収**（年金からの差し引き）又は**普通徴収**（納付書又は口座振替）により納めることになります。
特別徴収の方 平成24年4月より年金からの差し引きにより保険料を納めていただきます。
普通徴収の方 平成24年7月より**納付書又は口座振替**により保険料を納めていただきます。
※平成24年度の後期高齢者医療保険料額は7月にお知らせします。

保険料軽減措置が継続

○被用者保険（いわゆる「サラリーマン」の健康保険）の被扶養者だった人
均等割額が9割軽減され、所得割額は引き続きかかりません。

○所得の低い人
平成23年度と同様の特別措置を含めた軽減措置が継続されます。

○所得の低い人
平成23年度と同様の特別措置を含めた軽減措置が継続されます。

均等割額

世帯の所得水準にあわせて、次のとおり軽減されます。

世帯主と被保険者の総所得金額等の合計	軽減割合
「基礎控除額（33万円）＋35万円×当該世帯に属する被保険者の数」を超えないとき	2割
「基礎控除額（33万円）＋24.5万円×当該世帯に属する被保険者の数（被保険者である世帯主を除く）」を超えないとき	5割
「基礎控除額（33万円）」を超えないとき	8.5割
均等割8.5割軽減を受ける世帯のうち後期高齢者医療制度の被保険者全員が年金年取80万円以下（その他各種所得がない）のとき	9割

*総所得金額等の計算には、専従者控除、譲渡所得の特別控除は適用されません。

所得割額

基礎控除後の総所得金額等が58万円以下（年金収入のみの方は、その額が153万円から211万円以下）の場合、所得割が5割軽減されます。



特別徴収から口座振替への変更

後期高齢者医療保険料を特別徴収（年金からの差し引き）により納めている方は、申し出により、保険料を口座振替での納付へ変更することができます。